

別紙 1

濃州関所茶屋入店者許可条件

濃州関所茶屋（以下「本施設」という。）入店者の許可条件を次のとおり定める。

1 本施設の運営方針

- (1) 本施設の設置目的にあったふさわしい運営を行うものとする。
- (2) 利用者は、関市民はもとより関市以外の方も利用するため、安全な飲食及び物産品等を安定的に提供できる運営を行うものとする。
- (3) 飲食を提供する際は、極力地域食材を使用するものとする。
- (4) 物販を行う際は、関市とゆかりあるものの販売のみとする。

2 本施設の使用部分

- (1) レストランスペース 79.32㎡（レストラン 59.49㎡、厨房 9.91㎡、倉庫、トイレ等 9.92㎡）
収容人数 掘りごたつ式24席、イス席12席
- (2) 物産ショップスペース 19.83㎡

3 運営条件

- (1) 運営期間 令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3年間
※ただし、関市行政財産の目的外使用に係る使用料徴収条例（平成6年関市条例第23号。以下「使用料徴収条例」という。）に基づき、毎年度、目的外使用許可を受けるものとする。
- (2) 休業日 ア 火曜日（当該火曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日に当たる場合は、その翌日）
 イ 祝日の翌日（当該翌日が土曜日、日曜日又は祝日に当たる場合を除く。）
 ウ 12月29日から翌年1月3日までの日（ただし、1月2日を除く。）
 エ 上記にかかわらず、11月8日は休館しないものとする。
- (3) 営業時間 午前9時00分から午後4時30分まで

4 本施設の使用

- (1) 使用条件
ア 本施設は、使用料徴収条例に基づき、行政財産の目的外使用許可により使用する。（毎年申請すること。）
イ 使用許可期間は、原則1か年間とし、使用にあたっては、許可条件を遵守すること。また、使用許可の更新をしない場合は、許可期限の3月前までにその旨を市に通知すること。

(2) 使用料及び光熱水費等

ア 施設使用料

使用料徴収条例に基づく使用料の額とする。

(ア) レストラン 月額 28,350円

(イ) 物産ショップ 月額 5,250円

イ 光熱水費等

(ア) 電気料 月ごとの料金を本施設の使用面積で按分して算出した額とする。

(イ) 上下水道料 月ごとの料金を本施設の使用面積で按分して算出した額とする。

(ウ) 電話料 月ごとの料金を本施設の使用面積で按分して算出した額とする。

(算出例) 上記3(1)ア及びイのスペースを両方使用した場合の電気料

$$\text{レストラン}79.32\text{m}^2 + \text{物産ショップ}19.83\text{m}^2 = 99.15\text{m}^2$$

$$99.15\text{m}^2 / 268.13\text{m}^2 = 36.97\% \text{ (面積按分率。小数点第3位切捨て)}$$

$$\text{本施設〇月分電気料} \times 36.97\% = \text{請求額}$$

(エ) ガス使用料 全額入店者負担とする。(業者契約含む。)

(オ) 入居者が1か年に負担する上記ア及びウの経費は、関市が当該年度として請求する4月分から翌年3月分までとする。

(カ) 入居者が1か年に負担する上記イの経費は、関市が当該年度として請求する6期分とする。

5 施設、設備及び備品の維持管理

(1) 本施設(建物、電気設備、空調設備、給排水設備)及び本施設に付随した厨房機器設備の維持管理は、市が行うものとする。

(2) 市が無償貸与する備品(食器及び調理器具等)の維持管理は、入店者が行うものとする。

(3) 市の備品以外に運営上必要な備品は、入店者で調達するものとし、それら備品の管理は、入店者が行うものとする。

(4) 使用許可の範囲内の衛生管理(防虫駆除、清掃、ごみ処理等)は、入店者が行うものとする。

(5) 本施設敷地内の簡易な清掃は、入店者が行うものとする。

6 施設及び設備の更新

(1) 施設老朽化等による改造、改装等、工事を伴う形状変更については、市と入店者の協議のうえ、原則として市において行うものとする。

(2) 物品(備品等)の更新は、市と入店者の協議のうえ決定する。ただし、消耗品及び入店者調達備品は、入店者の負担とする。

(3) 入店者への引渡しにおいては、現状の一切の物の処分、撤去等は行わないものとする。ただし、物件の数量等が物件調書等と相違する場合は、すべて現況優先とする。

7 許可条件

(1) 施設使用料は、当該使用月の末日までに、光熱水費等は、市が計算した額を使用月

の翌月末日までに、市の発行する納付書により納入するものとする。

- (2) 使用許可財産は、原状を変更してはならない。ただし、使用上やむをえず原状を変更する必要がある場合は、事前に市と協議し承諾を得ること。
- (3) 使用許可財産は、他の目的に使用し、他人に転貸し、又はその権利を第三者に譲渡してはならない。ただし、あらかじめ市の承認を得て実施する入店者責任による入店者独自の自主事業は、この限りではない。
- (4) 入店者の責に帰すべき事由により、使用許可財産の全部又は一部を滅失、き損した場合、又は使用許可財産の形状変更を生じた場合は、その損害について賠償若しくはその費用について負担するものとする。
- (5) 入店者が許可条件に違反した場合は、市は使用許可を取り消すことができる。この場合において、使用許可の取消しにより損害を受けても、市に補償を請求することができないものとする。
- (6) 使用を中止した場合及び使用許可を取り消された場合は、速やかに使用許可財産を原状に回復して返還するものとする。
- (7) 入店者の責に帰すべき事由により、本施設の営業を行わず市に損害を与えた場合には、その損害について賠償又はその費用について負担するものとする。
- (8) 施設、設備、備品、消耗品等の清掃に努め常に清潔を保ち、安全衛生管理については十分留意して事故防止に努めるとともに、使用許可財産の管理については、入店者の責任において行うものとする。
- (9) 市において必要がある場合は、使用許可財産について営業状況の報告を求めるほか、その維持管理に関して指示することができるものとする。
- (10) 「濃州関所茶屋入店者募集要項」を遵守すること。
- (11) 本施設の営業に関して、関係者との間で紛争等が発生した場合には、誠実に対応し当事者間で解決すること。
- (12) その他許可条件に記されていない事項で必要がある場合は、その都度協議し市の指示に従うものとする。